

## 憲法施行70年 憲法とは何か － 9条、13条、20条についての若干の考察－

### The Constitution of Japan After 70 Years : What is the Meaning of Articles 9, 13 and 20 ?

小 南 浩 一\*  
KOMINAMI Koichi

今年（2017年）は憲法施行70年にあたる。一度も改正されることのなかった憲法ではあるが、憲法改正を政治目標に掲げる安倍政権によって、憲法をめぐる政治状況は大きく動いている。小論はあらためて憲法とは何かを考察する。分析の視点は以下の4点である。

- 1 憲法の本質である立憲主義について、自民党憲法改正草案との比較を通じて考察する。その際、特に近代立憲主義の核心ともいべき憲法第13条についてあらためて考察する。
- 2 憲法改正論者の主張する所謂「押しつけ論」について、その妥当性を検証し、9つの視点から反論を試みた。
- 3 改正論の最大のターゲットである憲法第9条について、その歴史性、理念、普遍性などを多面的に論じた。
- 4 首相による靖国神社参拝問題を以下の3つの角度から論じた。①憲法20条との関係、政治と宗教との関係、②中国や韓国などの反発に見られる外交上の問題、③死者を悼むとはどういうことかという信仰、慰霊の問題。

キーワード：日本国憲法、押しつけ論、憲法第9条、個人の尊重、靖国参拝

Key words : The Constitution of Japan, imposed constitution, Article 9, individual rights, Yasukuni Shrine visit

#### 1. はじめに

今年（2017年）は憲法施行70年にあたる。人間でいえば古希を迎えたことになる。戦後、憲法改正を党是とする自民党長期政権のもと、憲法改正に関する様々な議論や運動、あるいは「押しつけ」た当のアメリカによる改憲圧力にもかかわらず、憲法は一度も改正されなかった。その理由は何か。

310万人の自国民の犠牲者を出した、また2000万人以上のアジアの人たちを死に追いやったアジア太平洋戦争のような戦争は二度としないという決意（前文及び第9条）を当時の多くの人々が持ち、またその記憶が受け継がれてきたからであろうか。あるいは、改憲論者渡辺美智雄がかつて言ったように、無理矢理押しつけられた女房（憲法）ではあったが、長年連れ添えば、それなりに愛着もわくということなのか\*1。

小論は、この節目の年にあらためて憲法とは何かを歴史的な視点を含めて再考する。また、改憲論の根拠とされるGHQ「押しつけ論」についても考察する。さらに、近代立憲主義の中核思想である第13条、また、改憲派の最大のターゲットとされる第9条、そして、中曽根・小泉・安倍首相に見られる靖国神社参拝問題をめぐる第20条について若干の考察を行う。なぜ、第9条、13条、20条なのか。これらの考察は、まさに「戦後」\*2 日本の70

年を問うことにつながるからである。

#### 2. 安倍首相の「功績」

戦後70年を経て、今日ほど憲法改正に関する議論がマスコミをはじめ世間を賑わせている時はない。これはひとえに安倍首相の「功績」による。幕末の同郷の英傑の名を冠した宰相安倍晋三は、これまた幕末の同郷吉田松陰の引いた孟子「自ら反みて縮くんば千万人といえども吾ゆかん」\*3 をモットーとする信念の人であるようだ。父安倍晋太郎ではなく、もちろん父方の祖父安倍寛\*4 でもなく、「昭和の妖怪」と称された母方の祖父岸信介のDNAを強く受け継ぐとされる\*5 安倍首相の政治目標は、岸の悲願であった憲法改正にある。第一次安倍政権はそうした安倍の政治心情を直裁に表現した。曰く「戦後レジュームからの脱却」である。戦後レジュームとは侵略戦争と植民地支配の反省の上に構想され、平和と自由と民主主義を基調とする日本国憲法に具現化された日本の在り方である。

安倍は敗戦後の占領政策によって、自身の考える「本来の日本」（世界に冠たる皇室を頂く、歴史と伝統ある大和民族の日本国）が換骨奪胎されたと言う。「占領下で教育基本法と憲法が成立し、戦後体制が整った。いまだに続いているのは占領時代の残滓だ」\*6 また、こうも

\*兵庫教育大学大学院教科教育実践開発専攻社会系教育コース 教授

平成29年4月26日受理

言っている「占領時代の残滓を払拭することが必要です。占領時代につくられた教育基本法、憲法をつくりかえていくこと、それは精神的にも占領時代を終わらせることになる」\*7。

同じ文脈で語られるのが、安倍自民党が2012年総選挙で打ち出した「日本を、取り戻す。」というスローガンである。これは「単に民主党政権から日本を取り戻すという意味ではなく、戦後の歴史から、日本という国を日本国民の手に取り戻す戦い」\*8 だという。戦後の歴史とはまさに戦後レジームである。そこから占領時代の残滓を除いた「本来の日本」を取り戻すという意味である。これに対して、「戦後日本」を評価する側は、安倍的いう「本来の日本」とは、戦前の大日本帝国（その影に戦犯岸信介が透けて見える）であって、その安倍から「日本を、取り戻す」即ち、日本国憲法に具現化された価値を守ろうとする。一方、辺野古基地移設に反対する翁長沖縄県知事は、安倍的言う「日本」のなかに沖縄は入っていないと批判している\*9。

いずれにせよ、マスコミや国民の憲法に関する関心をこれほど高めた総理はいない。なるほど1955年に結党された自民党の綱領には憲法改正が掲げられていた。しかし、1960年安保闘争後の池田内閣以降、中曽根内閣を例外に、歴代の自民政権は憲法改正を政治目標に掲げることはなかった。むしろ田中角栄\*10 や宮澤喜一元首相\*11 などのように、日本国憲法を積極的に評価した歴代首相もいた。

しかし、安倍首相は先述の通り、祖父岸信介の憲法改正にかける思いを代行するかのようになり、強い意志と行動力を持って憲法改正を大きな政治問題とすることに成功した。

2005年に成立した第一次安倍政権は「戦後レジームからの脱却」をめざし、教育基本法の改正を実現し、憲法改正に向けた国民投票法の成立にこぎ着けた。これだけでも一内閣の業績としては特質に値する。第一次安倍政権で発足した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇話会」（安保法制懇と略称する）は、集団的自衛権の行使容認を目指したが、首相退陣によって組織は残ったものの、その後、一度も開催されることはなかった。次の福田首相は憲法改正など全く興味がなかったからである。

「腹痛」で前代未聞の退陣を強いられた安倍首相は、2012年、大方の予想を裏切って不死鳥のように復活した\*12。中断していた安保法制懇も復活し、集団的自衛権の行使を認める答申を出させた。もちろん、行使を認めない法制局長官の首を斬って、容認派の長官を据えるなど周到な準備がなされた。連立与党である「平和の党」公明党に対しては、祖父岸信介以来の強烈な池田大作とのパイプを通じて、説得に成功した。多くのメディアが

反対し、SEALDsに代表される市民運動による数万人規模の反対運動、官邸デモ、さては焼身自殺による抗議まで見られたが\*13、安倍は信念に基づき、反対者が多ければ多いほど情熱をかき立てられるかのように邁進したのであった。そしてついに、戦後初めて、2014年7月に、集団的自衛権の行使容認を閣議決定し、2015年9月、それに基づく11本からなる安保法制を成立させたのである。まさに戦後、どの総理もついにしえなかった9条の「無効化」に成功した。まさに歴史に残る「大総理」と言えよう。

### 3. 安倍首相の憲法観（無知と無恥）

安倍首相は最終目標である憲法改正に向けて、当初は改正手続きを定めた96条の改正を突破口にしようとした。しかし、これは改正のルール自体を変更して、改正のハードルを下げ、本丸の9条を改正しようとするその底意が透けて見えて、憲法の専門家のみならず、多くの政治家から「裏口入学」として批判された\*14。その後、軌道修正し、96条改正を封印して、実質的な解釈改憲へと向かったのであった。

安倍は96条改正について問われ、「3分の1をちょっと超える国会議員が反対をすれば、指一本触れることができないということはおかしいだろうという常識であります。まずここから変えていくべきではないかというのが私の考え方だ」と答弁している\*15。

これは、3分の1の国会議員を軽視する安倍的の民主主義観をよく表している。同時に、改正条項がなぜハードルが高いのか、硬性憲法の趣旨を全く理解していない。

2013年3月29日の衆議院予算委員会で当時の民主党小西洋之議員は、安倍首相に対し日本国憲法の中で最も大切な条文を挙げるよう切り出し、「包括的な人権保障、包括的な人権規定と言われる条文は何条ですか」と質問した。これに答えられなかった安倍から「クイズのような質問は生産的ではない」「そういう子供っぽいことはやめて」と言われた。また、「芦部信喜さんという憲法学者、ご存知ですか」との問いに、安倍首相は、「私は存じ上げておりません」と答えた。「では、高橋和之さん、あるいは佐藤幸治さんという憲法学者はご存知ですか」と重ねて質問したが、安倍は「申し訳ありません、私は余り、憲法学の権威ではございませんので、学生であったこともございませんので、存じ上げておりません」と答弁した\*16。

憲法の目的が人権の保障にあり、人権の保障を担保する核心的条項が憲法13条の個人の尊重、生命自由及び幸福追求権であることは、大学での憲法授業のイロハである。筆者も憲法の授業の最初の時間に、小西議員と同じような質問を学生にするが、学生は答えられない。ただし、授業で強調するので学生は記憶に強く残ることにな



る。歴代のどの総理よりも強い意志と決意で憲法改正をめざす安倍首相にとって、こんな質問は馬の耳に念仏かと思いきや知らなかった。13条どころか、芦部信喜などの学者を知らなかったとはにわかには信じがたい。少なくとも安倍は成蹊大学法学部の出身でもある。芦部憲法学とも称される憲法学の重鎮を知らないとは、啞然とする。高橋和之補訂の芦部『憲法』岩波書店は6版を重ねる憲法のテキストの「定番」と言っても過言ではなく、憲法の授業で参考文献の第一に挙げられる書籍でもある<sup>\*17</sup>。これを知らないと堂々と国会で発言したことに私は愕然としたが、世間の反応は全く逆だった。憲法に対する無恥をさらけだした安倍に対する批判ではなく、こうした質問をした小西議員側に批判が殺到し、小西議員のツイッターが炎上したという。曰く「貴重な質疑を、相手を貶めるような使い方をするのは売国に等しい」「国民の為になるような質問しろよ。くだらない事ばかり…。」「俺東大法だけど、芦部とか初めて聞いたわ、友達に聞いても、誰も知らないけど、芦部知らないとか何か困るのか」等々<sup>\*18</sup>。これに筆者は再び驚愕することになる。安倍の強さはこの無知と無恥にあるのではないか。

昨今、反知性主義という言葉が喧伝されるが、麻生元首相の国語力<sup>\*19</sup>など、日本のトップリーダーの知性以前の基礎学力がおかしくなっている。安倍が在学中、成蹊大学で政治思想史を教えていた加藤節教授は言う。「安倍さんを表現するとき、私は、二つの『ムチ』に集約できると思うのです。一つは ignorant の『無知』、もう一つは shameless の『無恥』です。『無知』について、彼はまず歴史を知らない。戦後の日本が築いてきた歴史をふまえていないんです。歴史をよく知らないから、そんなものは無視しても良いと考えているのではないのでしょうか?」<sup>\*20</sup>。

2015年9月13日、安倍の母校成蹊大学の現役生、卒業生が以下のような抗議声明を出している。「私たち成蹊大学後輩一同は、あなたの安全保障関連法案における、学問を愚弄し、民主主義を否定する態度に怒りを覚え、また政治学を学んだとはにわかには信じがたい無知さに同窓生として恥ずかしさを禁じ得ません」<sup>\*21</sup>。

ところで、13条とは国家は国民の生命・自由を守るという国家の第一の義務を銘記したものである。ところが安倍政権は現行憲法を敵視しているためか、前述の小西質問への答弁に見られるように13条に全く関心がない。例えば、北朝鮮による拉致問題を現在の安倍政権は全く進展させることが出来ていない。また、2015年の後藤健二さん等人質事件の時、安倍首相は、自らの軽率な発言がその背景にあったなどとは夢にも思わず、「テロとは断固戦う」という陳腐な言を繰り返すだけで、人質救済に向けた積極的な対応を取らなかった<sup>\*22</sup>。かつて、福田首相がダッカ日航機ハイジャック事件のとき、「人命

は地球より重い」と言って、人質を救出した時の対応とは全く違う。なるほど、福田首相はテロリストに屈したとして国際社会から批判を受けた。一方、小泉や安倍政権の人質事件に対する対応は、テロに屈しないと唱えるだけで、政府として断固日本人を救うという意思は全く見られなかった。東大法学部の銀時計組である福田の憲法認識は、タカ派の改憲論者としてのみ知られるが、憲法に対する認識の深さにおいて、小泉や安倍らとは雲泥の差があったのではないかと筆者には思われる。

安倍首相は、2014年2月3日の衆院予算委員会で、「(憲法は) 国家権力を縛るものだという考え方はあるが、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方であって、今まさに憲法というのは、日本という国の形、そして理想と未来を語るものではないか」と答えている<sup>\*23</sup>。これは憲法の試験の答案としては落第点である。近代立憲主義とはいかなるものかを全く理解していない驚くべき答弁である<sup>\*24</sup>。憲法とは国民一人ひとりを個人として尊重し、その人権を守るために国家権力をしぼるものであるという立憲主義の説明は、大学のみならず中学・高校の憲法授業の要である。また、現行憲法は理想と未来を語っていないとでもいうのであろうか。むしろ自民党の改憲派は、現行憲法の前文や9条を理想的過ぎると批判してきたのではなかったか。2012年の自民党日本国憲法改正草案（自民党改正案と略称する）の前文と、現行憲法の前文を比較せられよ。いずれが理想と未来を語って格調高いかは一目瞭然であろう。

しかし、本来、憲法は「理想と未来を語る」ものではない。1億の主権者たる日本人の考える理想と未来は、各人にとって多種多様である。そうした多種多様なものを無理矢理まとめることは不可能であり、まして、政権がそれを提示することはファシズムである。国家は国民一人ひとりの内面に立ち入らないというのが、近代立憲主義の大前提である。国民一人ひとりがその個性と能力を最大限に発揮出来るような自由で平等な社会の構築こそ広義の立憲主義といえよう。

憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」は、立憲主義の要諦である。憲法は国民にではなく、国家権力を担う側にその尊重と擁護の義務を課している。しかるに、自民党改正案では、憲法が国民を縛るものとなってしまっている。立憲主義に対する無知、これに優るものはない。

集団的自衛権の行使について、安倍首相は2014年2月12日の衆院予算委員会で「(憲法解釈の) 最高責任者は私だ。政府答弁に私が責任を持って、その上で私たちは選挙で国民の審判を受ける。審判を受けるのは内閣法制局長官ではない。私だ」、「閣議決定で決めて初めて完全に確定する。その後、国会で議論をいただくことになる」

と答弁している。民主的な選挙で選ばれた政権が、何でも出来るといわんばかりの暴言である。どのような政権であれ、憲法のしぼりの中でしか、権力は行使し得ない。その縛りを解くため総理が勝手に憲法の解釈をするとは、まるでヒトラーばりの独裁だ<sup>\*25</sup>。また、内閣法制局は、歴代政権と相互に連携していままでの憲法解釈をし、あらゆる方面と調整を図り、戦後日本の法的安定性を担保してきた。この発言にも立憲主義に対する無知を見て取ることが出来る。「閣議決定で決めて初めて完全に確定する。その後、国会で議論をいただくことになる」との発言も、閣議決定が国会の上になるのでは、国会は国権の最高機関の意味がわかっていない。まさに裸の王様よろしく「私が内閣総理大臣だ」。

その他、2015年3月20日の国会での「わが軍」発言、「立法府の長」発言など、安倍首相の憲法に対する無理解、無知をあげれば枚挙に暇がない<sup>\*26</sup>。

また、安倍首相は憲法の前文「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う」を批判して、「自分たちの安全を世界に任せますよ、と言っている（中略）自分たちが専制と隷従、圧迫を無くそうと考えているわけではない。いじましいんですけどね。みっともない憲法ですよ」<sup>\*27</sup>と発言している。現行憲法をいじましい、みっともないと公言した総理はかつてなかった。中曾根元首相のような改憲論者でも憲法を軽視はしたが、軽蔑はしなかった。明らかに99条の精神にもとるが、不思議なことに大きな批判はない。

#### 4. 13条について

日本国憲法の全文103条の条文のなかで、憲法の芯、憲法の核とも言うべき条文は第何条か。もし、これがなければ、その憲法は完全に息絶えてしまうというくらいの急所となるのは、どの条文か。それが13条であり、前述の通り、立憲主義の要である<sup>\*28</sup>。

立憲主義という「人類普遍の原理」は、日本人をも含めた人類の伝統<sup>\*29</sup>で、その生命線である13条の歴史はアメリカ独立宣言の前文「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命・自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。」<sup>\*30</sup>に淵源を持つ。

戦前の日本でも立憲主義はよく使われた言葉であった。立憲改進黨や立憲民政黨など政党名にも冠せられた。明治憲法の制定者伊藤博文も立憲主義をよく理解していた。彼はそもそも憲法を制定するということは、第一君権を制限し、第二臣民の権利を保護するにあり、臣民の権利を列挙せず、只責任のみ記載せば、憲法制定の必要はな

いと言っていた。しかし、実際に制定されたのは臣民の権利を法律の範囲内で認めたに過ぎなかった。そういう意味で明治憲法は絶対主義と立憲主義の妥協的性格を有すると言われている<sup>\*31</sup>。ちなみに、権利条項不要論を主張した文相・森有礼の論拠は伊藤より進んでいた。「臣民ノ財産及言論ノ自由等ハ人民ノ天然所持スル所ノモノ」という前提に立って、「憲法ニ於テ此等ノ権利始テ生シタルモノノ如ク唱フルコトハ不可」というものだったからである<sup>\*32</sup>。

ところが、120年後の自民党改正案は、歴史の後退よろしく、この天賦人権論を見直そうとしている。例えば10章、最高法規 97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」は、自民党改正案では全文削除されている。なぜか。自民党のQ&A集は、自民党改正案11条「国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である」と内容が重複するからだ、と説明している。しかし、この条自体も、現行憲法の「…現在及び将来の国民に与えられる」が削除されており、将来の国民は保障の限りではないということか。

そもそも第10章は最高法規として、97、98、99条を規定しているが、98条が「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」として、憲法の形式的効力の最高性を確認している。そして、97条が最高法規の章にある意味は、憲法の目的、本質が人権の保障にあることを改めて確認し、実質的な最高性を謳う形となっているからである<sup>\*33</sup>。自民党改正案が、96条の改正条項のハードルを下げたことと、97条削除は連動しており、ともに憲法の最高法規性を損うことに寄与している。さらに、Q&A集は、西欧の天賦人権説に基づく規定は改める必要があると言う。自民党改正案にかかわった片山さつきは「国民の権利は天から付与される、義務は果たさなくていいと思ってしまうような天賦人権論をとるのは止めよう、というのが私たちの基本的な考え方です」とツイッターに投稿した<sup>\*34</sup>。上述した近代立憲主義の無理解、否定ではないか。改憲派がよく口にする「憲法は権利ばかりで義務がない」の常套句に通底する。しかし、縷々述べたように、そもそも憲法とは国家権力をしばって国民の権利（自由）を守るものであるから、権利ばかりになるのは当たり前のお話である。

繰り返しになるが、近代立憲主義は人間を個人として尊重するところから始まった。前近代では人間は個人ではなく、階級や階層、男・女で扱われた。人間一人ひと



りが注目され、かけがえのない存在として尊重されるのが近代である。ところが、戦前の日本は「個」が消され、世界に冠たる日本人として束ねられた。その象徴が桜であり、日の丸であり、君が代であり、現人神天皇であった。

ところが自民党改正案はこの13条を「個人」ではなく、「人として尊重される」と修正している。そして「公共の福祉」を「公益及び公の秩序」に改正している<sup>\*35</sup>。まさに上述の戦前日本への回帰である。天皇を元首にし、日の丸・君が代を国旗・国歌と憲法に明記するなど、個人の尊重ではなく、国民全体の統合への強い志向が読み取れる。自民党改正案は、個人の権利ばかりが尊重され過ぎている、もっと公の利益や秩序を大切にしないといけないとして、個人を消去し、「公益及び公の秩序」を掲げたのである。ところで、いわゆる個人主義は利己主義とは全く違う。個人主義とは「全体主義」に対抗する個の尊重である。「むしろ個人が強い権利を主張することで強い個人が成立し、強い国家が成立する」<sup>\*36</sup>。戦前日本人が戦争にプレーキを掛けられなかった最大のウィークポイントは、真の意味での個人主義の欠如であった。

現行憲法は個性や考え方の違いを尊重し、どう生きるかを個人にゆだねている。それはまた、「個」を「全体」が吸い上げる国には二度とならないという歯止めでもある<sup>\*37</sup>。

なお、自民党改正案が立憲主義に反する事例として第24条の改正を挙げておきたい。現行憲法は24条で「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」とあるが、これを改正案では「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。」とした。元来、憲法は道德律ではない。よけいなお世話、おせっかいと言うべきである。家族のあり方に対して国が口を出すことになる。民法には結婚と離婚の規定が両方書いてある。私生活の問題に国家が口を出すべきではない。愛し合った二人が憎しみあって離婚する場合もある。まさに人生いろいろである。

## 5、「押しつけ」憲法論に対する9の反論

安倍首相は日本国憲法は占領下、GHQによって押しつけられたものだから、日本人自らの手で作り直さねばならぬという<sup>\*38</sup>。また、石原慎太郎はかつて、日本国憲法は占領下で制定された憲法だから無効だ。改正手続きなど必要ない<sup>\*39</sup>と言っていた。こうした日本国憲法押しつけ論に対して、以下の9の視点から再考する。

①押しつけられたのは日本の政府であって、国民ではない、国民はむしろ歓迎した。もし、政府案である松本案がポツダム宣言10項や1945年10月4日の人権指令、翌日

の五大改革指令の精神に沿うのもであったなら、GHQは押しつける必要はなかった。むしろ、明治憲法こそ当時の国民には押しつけられたとも言える。自由民権運動の盛り上がりの中で100を超える私擬憲法が提出されたにもかかわらず、明治政府はこれらを見做して伊藤博文を渡欧させ、秘密裏に明治憲法を制定して公布したのであった。

半沢英一は、日本国憲法は日本の支配層には押しつけられたものだが、日本の一般国民には国際民主主義から贈られたものであるという。例えばGHQのベアテの贈り物が夫婦の平等と個人の尊厳を定めた24条にあったことは周知の通り<sup>\*40</sup>。

②当時の国民は憲法を歓迎した。敗戦直後の国民は生きることに関心一杯で憲法には関心がなかったが、それでも戦争はもうこりこりだと心底多くの国民は思った。1946年4月17日に公表された「憲法改正草案」に対して、同年5月27日に毎日新聞が実施したアンケート結果では、象徴天皇制に賛成が85%、戦争放棄に賛成が70%であった。また、天皇制廃止への賛成は11%に過ぎなかった点からも、象徴天皇制と平和主義という新憲法の原理に対して、大多数の国民が共鳴していた<sup>\*41</sup>。

日本国民は9条を「抱きしめた」。憲法は条文だけではない、憲法とはプラクティス（実践）、制定以来70年にわたる日本国民のプラクティスが重要である。多くの憲法訴訟が提起され、60年安保闘争が戦われた。こうしたプラクティスによって、日本国民は憲法9条を主体的につかみ取った。憲法研究者は世界に先駆けて「人権としての平和」を打ち出した。

多くの国民の実感として、例えば作家澤地久枝は310万人の日本人、2000万人のアジアの犠牲の上に勝ち得たのが憲法だという。品川正治は、1946年5月、復員船で山口県・仙崎港に着岸して3日間とどめ置かれた際に、船上で読んだ「新日本国憲法の日本政府案」（4月17日公表）9条と出会い感動した、船上の兵士全員が泣き出し、私もこんなことを憲法に書けるだろうか、よく書いてくれたと突き上げるような感動で震え、この9条こそが私の一生の原点中の原点となったという<sup>\*42</sup>。美輪明宏は、戦争を放棄すると聞いて、私は少年でしたが、ほんとうに跳び上がるほど嬉しく思いました。もう逃げる必要がないんだと<sup>\*43</sup>。

佐高信は作家城山三郎の弔辞で、城山三郎を語るとき、勲章拒否と憲法擁護の2点だけははずしてほしくないとし、城山さんは「戦争で得たのは憲法だけだ」と口癖のように言っていたという<sup>\*44</sup>。

③太平洋戦争で多くの犠牲者を出して敗北した後の日本は、新たな社会契約、すなわち広い意味での憲法が必要になるという真理である。別にアメリカが理想主義に燃えていたから作ってしまったというレベルのものではな

い。結局、どの国が勝利者としてやってきても、第二次大戦後には勝利した国が敗れた国の憲法を書き換えるという事態が起こっただらと加藤陽子は言う\*45。長谷部恭男は、ルソーの「戦争とは相手国の憲法を書きかえるもの」を引用して、「戦争は国家と国家の関係において、主権や社会契約に対する攻撃、つまり、敵対する国家の憲法に対する攻撃、というかたちをとる」と言っている\*46。

④交渉に当たった白洲次郎の「占領軍に強制された」という言葉が一人歩きしているが、白洲は「新憲法のプリンシプル（原理）は実に立派である」と評価している。「戦争放棄の条項などは圧巻で、押しつけられようが、そうでなかろうが、いいものはいいと率直に受け入れるべきだ」と言っている\*47。また、吉田茂ら交渉にあたった当事者は、GHQとの交渉の力関係でこうなったのであって、別に押しつけられたという感覚はなかったが、当時の交渉者ではなかった岸信介等が、戦後数年経ってから、「押しつけ」論を言い出したものに過ぎない。

⑤押しつけられたものがすべて悪いのか。例えば農地改革は日本政府による第一次改革を生ぬるいとして、GHQが強制的に実施した。その結果、戦前の寄生地主制が崩壊し、膨大な自作農民が戦後自民党の支持者になった。自分たちに都合の良い「押しつけ」は歓迎で、都合の悪い「押しつけ」を批判するのは、およそフェアではない。半沢英一は、1948年マッカーサーによる公務員の団体交渉権と争議権を否定する「政令201号」体制（現在も続いている）を押しつけ論者たちは、「押しつけ」と非難しない。なぜなら、政令201号体制は、アメリカの反動勢力が日本国民に押しつけたものだが、日本の支配層にとっては贈られたものであり、日本国憲法は、国際民主主義から日本の支配層に押しつけられたものだが、日本の一般国民にとっては贈られたものだと言っている\*48。また、マッカーサーは、極東委員会のソ連やオーストラリアによる天皇制廃止を退け、象徴天皇制を維持するために9条を抱き合わせた（避雷針憲法）、いわば、結果的にマッカーサーの押しつけで、象徴天皇制は維持されたことになる。これを言わずに他を言うは不公平のそしりを免れない。

⑥押しつけられた英文を翻訳したから日本語として不適切な部分がある。だから、日本人自ら書くべきだという意見がある。なるほど、例えば前文の中段「…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して…」は「信義を信頼して」の方が日本語としては自然かも知れない。現行憲法は翻訳調の悪文で、それに比べて明治憲法はたいした名文だとする見解に対しは、丸谷オ一の批判が秀逸であろう。「わたしに言はせればふざけちやいけない。たしかに現行憲法は名文ではないが、しかし…明治憲法にくらべれば文章として遙かに優れてゐるのである。それは

筆者の言はんとするところを表現してずいぶん明確であり、曖昧さが乏しい。誤解の余地がすくない。…曖昧なもの言ひ方の大将格が明治憲法で、これは明晰さなどきれいさつぱり度外視した劣弱な文章で書かれてゐる。あんなものを名文呼ばはりする者は、土台、文章を云々する柄ではないのだ\*49と厳しい。例えば憲法の前文、現行憲法はなるほど翻訳調ではあるが、それなりに伝達性・論理性があるのに対し、現行憲法の前文に当たる告文や発布勅諭は、丸谷に言わせれば、「莊嚴にしてチンプンカンプン、勿体ぶつてゐて曖昧模糊、何を言つてゐるのやらさつぱり見当もつかない\*50」しろものになる。明治憲法第一条「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」もまた然り。「統治」という概念が不分明であると指摘する\*51。

⑦押しつけたマッカーサー草案は、鈴木安蔵らによって起草された民間の憲法研究会案（1945年12月26日発表）の影響を受けていたことが明らかになっている。憲法研究会案は「日本ノ統治権ハ日本国民ヨリ発ス」として国民主権の立場を明らかにし、「天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル」として象徴天皇制を示唆している点で総司令部案に類似していた。さらに鈴木安蔵らの憲法研究会案が、自由民権運動の私擬憲法の影響を受けていること、さらに植木枝盛らの「東洋大日本国憲按」などいくつかの私擬憲法が、フランス人権宣言やアメリカ独立宣言をもとに作られたことを考慮すれば、日本国憲法の源流をそこまで遡ることも可能である。

また、憲法草案の帝国議会での審議過程で、日本社会党の草案にあった社会権が審議され、25条として結実したことは、日本独自の憲法制定過程の意義と言える\*52。

⑧押しつけられた憲法はダメだ、独立国家として自前の憲法をもつべきだと改正を主張する人たち（現政権）が、独立国家に他国の軍隊が駐留するという事態を強化するように主張する（辺野古移設推進）というねじれをどう考えたらいいのか。日米同盟の強化を主張し、アメリカ追従主義者が改正を主張することの整合性をどう考えるのか。いったい、憲法を改正してどういう国家にするのかといったビジョンが見えない。20世紀は戦争と革命の世紀であった。第二次大戦後の東西の冷戦（米ソの2極）から、ソ連の崩壊によるアメリカ帝国主義（アメリカの一極支配）、しかし2001年同時多発テロ以降の対テロ戦争でアメリカの国力が低下、それに比例するように中国が台頭、さらにロシア、EU、アジアなど多極化の時代にどういう理念が必要かといった視点がなく、憲法改正のみこだわる愚を指摘したい。むしろ、今こそ、日本国憲法の価値は高まっているのではないか、というのが筆者の認識である。アメリカが集団的自衛権の行使容認を歓迎しているというが、もっと深い深層を理解すべきである。今までは日本がアメリカの戦争に巻き込まれる危



険性と言ってきたが、今度はアメリカが日本の戦争（尖閣をめぐる対中国）に巻き込まれる可能性を危惧している。

⑨「選び直し」論について。法制定時に「押しつけ」というキズがあるので、あらためて選び直すという議論がある。加藤典洋の『敗戦後論』（1997年）<sup>\*53</sup>や上野千鶴子『選憲論』（2014年）に見られる。しかし、選び直し論はあまりにもテキスト中心主義である。憲法とは憲法典だけに還元されない、戦後70年の憲法に基づく法律、あるいは訴訟などの判例体系など様々な実践（上述のプラクティス）の集大成が憲法（上述の宮澤喜一の主張にもある）である。現行憲法は公布されたときにできたのではなく、戦後70年かけて作られてきたというべきもの。そして、その蓄積が長谷部の言う法的安定性を築いており、安倍政権の集団的自衛権の行使容認は、この法的安定性を損なうという議論があったのである。70年間国民が支持してきた、この憲法の下に今日の日本を作った事実こそ重要である。

## 6. 9条を見る11の視点

君島東彦は「多面体としての憲法九条—脱神話化と再構築」という論文で、9条を六つの視点から見ることで、9条の意義、役割、可能性を検討している<sup>\*54</sup>。本稿ではこれに学び、さらに論点を追加して11の視点から9条を再考する。

### ①条文の解釈の視点から

「国際紛争を解決する手段としては」は、1928年の不戦条約や1945年の国連憲章で明らか。すなわち「他国領土への侵略を目的としたり、政治的独立を阻んだり、国連憲章の目的に反するような手段」を指す。従って1項で放棄されているのは侵略戦争であり、自衛戦争は放棄されていないとする説。これに対して、およそ戦争とはすべて国際紛争を解決する手段としてなされるのであるから、1項において自衛戦争も含めすべての戦争が放棄されると解すべきとの説がある。

第2項「前項の目的」とは、戦争を放棄するに至った動機を一般的に指すにとどまると解し、2項では、一切の戦力の保持が禁止され、交戦権も否認されると解釈すれば、自衛のための戦争を行うことは出来ず、結局全ての戦争が禁止される。これが通説である<sup>\*55</sup>。ただし、「前項の目的」を侵略戦争放棄という目的に解し、侵略戦争以外の、すなわち自衛の戦争では軍隊を持てるとする説がある。次に「交戦権」をどう解すべきか。「戦いを交える権利」とすれば、すべての戦争の権利を放棄するので、1項で認められる自衛戦争も禁止される。しかし、1項との関係で見れば、自衛戦争は許されるので、交戦権とは「国際法上、交戦国に認められている権利」と理解するのが正しいという説<sup>\*56</sup>もある。

格調高い前文と9条をセットで読めば、9条の目指す所は明確である。戦力武力を持たず、戦争はしない、国際間の紛争を武力で解決しないという方針である。これは思想的には絶対平和主義である。非武装中立の思想である。これは憲法制定当時の時代背景を理解する必要がある。当時1946年6月26日、吉田首相は、「直接的には自衛権を否定しないが、9条2項において一切の軍備と国の交戦権を認めない結果、自衛権の発動としての戦争も禁止される」とした。

その後、政府見解は変化した。独立国家として自衛権はあり、自衛のための最小限度の実力（実力とは戦力と言う言葉が使えないから。しかし、最小限度とは言っても、相手が核を保有していれば、それに対抗する最小限度は核ということになり、相対的な基準に過ぎない）の保持は許されるというのが1972年以降から現在にいたる政府の見解である。

### ②联合国（米国）からの視点

9条の由来は、マッカーサーによる天皇制擁護のための9条であったこと。しかし、冷戦の激化によって米国は、日本の非軍事化を直ちに放棄し、9条改正を打診、米軍を補完する日本再軍備が追求された。1953年11月来日したニクソン副大統領が、日本を非武装化したことは失敗であった、9条改正が必要と演説した。米軍を補完する日本の軍備増強は米国政府の一貫した要求である。9条改正を歓迎するのがワシントンの立場、2007年2月のアミテージとナイの報告書『日米同盟—2020年までのアジア戦略』も、近年の憲法改正議論を歓迎すると述べている<sup>\*57</sup>。

### ③大日本帝国からの視点

戦後日本の保守政治家は本意ながら9条を受け入れざるをえなかった。それは天皇制の存続と天皇の戦争責任の免責ゆえであった。彼らは1950年代に9条改正を試みたが、国民の反対によって失敗した。それ以降、保守政治家は、9条改正に言及せず、解釈改憲による実質的な再軍備、軍備の増強路線→憲法に基づく法体系と日米安保に基づく法体系の2つの法体系が並存する。しかし、後者の方が強いのが現状である。例えば、日米地位協定の内容を見よ。度重なる沖縄での米軍の不祥事にもかかわらず、地位協定の改定は全く手が付かない現実がある。安倍政権は2015年、解釈改憲によって従来出来ないとされてきた集団的自衛権の行使容認に踏み切った。そして、自民党改正案に見られる9条改正は、国防軍の創設という戦後レジュームの脱却の完成（大日本帝国の復権）を目指していると言えよう。

### ④沖縄からの視点

マッカーサーにとって、9条と沖縄の米軍基地は不可分のセットであった。憲法施行一ヶ月後の1947年6月、マッカーサーは「沖縄に米国の空軍を置くことは日本に

とって重大な意義があり、明らかに日本の安全に対する保障となろう」と述べている<sup>\*58</sup>。マッカーサーは沖縄に米軍基地があれば、日本本土は無防備であっても防衛可能と考えていた。一方、昭和天皇は東京裁判での訴追の微妙な段階である1947年9月19日、いわゆる「天皇メッセージ」を発していた。即ち「天皇は米国が沖縄および他の琉球諸島の軍事占領を継続することを希望されており、その占領は米国の利益となり、日本に主権を残しつつ、長期貸与の形をとるべきである…」<sup>\*59</sup>。こうして沖縄の基地化が構想された。

沖縄は1972年の返還まで米国の統治下に置かれた。沖縄の本土復帰は「平和憲法への復帰」ととらえられた。「沖縄タイムス」は復帰の日の朝刊に、日本国憲法の全文を掲載した。しかし、現実には駐留米軍によって沖縄の人々の平和的生存権が脅かされている。米軍基地の74%が国土面積0.6%の沖縄に集中し、さらに普天間基地の辺野古移転が強行されようとしている。2012年の沖縄知事選や2014年総選挙における沖縄の民意を無視して、日米両政府は辺野古移転が唯一の解決策としてこれを強行しようとしている。オスプレイの墜落による謝罪もなく、早々訓練が再開されるなど、日本国憲法の自由と平等原則は沖縄には貫徹されないのが実情である。

#### ⑤東アジアからの視点

冷戦期に、韓国、台湾、東南アジアの軍事政権が軍事的対峙の最前線の役割を担ったため、日本本土は9条を維持出来た。GPPAC（武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ）が2005年2月に作成した「東北アジア地域アクション・アジェンダ」は、「…9条の原則は普遍的価値を有するものと認知されるべきであって、東北アジアの平和の基盤として活用されるべきである」としている<sup>\*60</sup>。

#### ⑥地球市民社会からの視点

NGOをはじめとする地球市民社会は、9条に注目している。1999年5月、「21世紀の世界から軍備と戦争をなくす」ことを目的にオランダのハーグで開かれた「世界平和市民会議」が、「公正な社会秩序のための10の基本原則」を挙げ、その第一原則で「各国議会は、日本国憲法9条のような、政府が戦争することを禁止する決議を採択すべきである」と謳っている<sup>\*61</sup>。2005年、ニューヨークで開催されたGPPAC世界会議で採択された世界提言において、9条がアジア太平洋地域における安全保障の基盤として評価されている。また、同年、パリで開かれた国際民主主義法律家協会第16回大会で「日本の憲法9条改定に反対する決議」が採択された<sup>\*62</sup>。日本のNGOは2008年5月「9条世界会議」を開催、のべ3万人の参加者を集めた。会議は「戦争を廃絶するための九条世界宣言」を作成した。世界のNGOは、シビルによってミリタリーを克服する努力を続けているが、その指針

として9条に言及している。安倍の「積極的平和主義」とは逆の方向である。2009年秋に刊行された『オックスフォード国際平和事典』には、Article 9（9条）という項目がある。このように9条は世界の平和研究の共有財産となっている<sup>\*63</sup>。また、近年、ノーベル平和賞の候補に「憲法9条を保持する日本国民」が挙げられ、世界が注目している<sup>\*64</sup>。

#### ⑦国家の揚棄の視点から

憲法9条は、単に戦争放棄として重要なのではなく、国家の揚棄という問題と切り離せない問題であると柄谷行人は指摘している<sup>\*65</sup>。即ち、国家の主権の放棄の問題、世界共和国とは各国が主権を放棄する状態、世界史が到達すべき理念であるという。そこでは国家のみならず資本主義も揚棄される。9条の存在意義は、「軍がないという状態があり得る」と明確に宣言していること。9条は日本が非武装になっても国際平和は維持できる、そんな世界を実現するにはどうすればいいのか皆で考えよう、そういう遠い理念を示した規定、カントの言う統制的理念である。戦後、賀川豊彦らが展開した世界連邦運動の思想的根拠もまた9条にあった<sup>\*66</sup>。

柄谷は、憲法9条は、日本人の攻撃性が反転して生まれたという。彼はフロイトの超自我という概念を援用して、憲法9条とは、戦後の日本人の攻撃性が内に向けて作られた「超自我」で、それは「無意識」であって、理屈では説得されない。ゆえに柄谷は9条改正は出来ないという。もし、改正されて戦争に参加し、再び痛い目にあって、改めて憲法9条の意義を確認するのではないか。アメリカもベトナム戦争後にアメリカ人が持った超自我が戻ってくる。その時点で広島長崎にも反省する、その時こそ国家主権の放棄が実現されるという<sup>\*67</sup>。

#### ⑧立憲主義の視点から

9条は単に平和主義という原理だけに関わるものではなくて、立憲主義の原理にも関わる<sup>\*68</sup>。多大な犠牲を生んだアジア太平洋戦争の悲劇の果てに結実した9条は、権力暴走の最大の歯止めでもある。また、立憲主義の拠って立つ13条を実現するためにも9条は基盤となるものである<sup>\*69</sup>。

#### ⑨9条が日本人を守ったという視点から

アフガニスタンでの中村哲さんらの井戸掘り、灌漑用水工事などの貢献は、憲法9条によって守られてきた。中村さんたちは、もっぱら民生支援をやってきた。それが地元の信頼を得ている。現実には自衛隊をアフガニスタンに上陸させたことはない。それが日本に対する信頼の要であり、私たちの活動の安全保障だという<sup>\*70</sup>。また、東ティモールの紛争に関わった伊勢崎賢治は、紛争処理の現場で、日本人であることで大変得をしたという。日本は経済大国だが侵略はしないという安心感、広島長崎に代表される、被害者の立場に立ってものを考えられる



まれな大国。アメリカとは違う自主性のある国として評価されている。そのことで守られている\*71。

また、ベトナム戦争では沖縄が米軍基地の最前線として日本も戦争に関わったが、それでも日本の自衛隊が直接戦争に参加することはなく、従って日本人の犠牲者はなかった。一方、日本と同様にアメリカと軍事同盟を締結している韓国は、ベトナム戦争で集団的自衛権を行使して参戦した。その結果、5000人以上が死亡した。

#### ⑩安心供与の視点から

安全保障は抑止と安心供与の両面が必要である。戦後日本の平和は、日米安全保障条約が抑止を担当し、憲法9条が安心供与を担当するという二重構造によって担保されてきた。安心供与とは、現状を守るため以外には武力を用いるつもりはないと約束し、不用意に徴発しないこと。戦後の日本の平和は日米安保の抑止力だけではない、9条の制約なしに戦後日本が再軍備していたらアジアは緊張に充ちた地域になっていた。

#### ⑪自民党改正案の視点から

自民党改正案は自衛隊ではなく、国防軍を保持するとしている。安倍は、現実には自衛隊は世界で有数の軍隊であるから、9条と自衛隊の存在は矛盾している。よって、その矛盾を埋めるのだという。しかし、長谷部恭男によれば、9条は「原理」であって、「準則」ではないので、9条と自衛隊の存在が矛盾するとは単純には言えない。国会が二院制であるとは準則、つまり文字通りに守らねばならない、これに対して25条の生存権は、政治の目指すべき方向性、つまり「原理」、13条も「原理」、これを実行しないと、前述の通り、安倍内閣を批判する人はあまりいない。9条もまた「平和主義」という「原理」を示している、だから二項でどんな戦力も持てないと読めるが、仮に侵略された場合は何も出来ないという不合理な結果になるので、13条の精神からしても、最低限の自衛の措置は必要と解釈出来るという。

安倍は現実には自衛隊は世界有数の軍隊だから国防軍とするのだと言うが、しかし、自衛隊と軍隊は決定的に違う。通常軍隊は基本的に何でも出来る、やってはいけないことだけ書く「ネガティブリスト」だが、自衛隊は9条による縛りのため、やれることだけ書く「ポジティブリスト」である。実力組織を抑制的に運用する点から言えば、9条があるとないとは全然違う。自衛隊の役割をどんどん広げたいと思う人にとっては9条は障害となる。

9条は前文の理念を実現するための道具として使うべきである。前文は一国平和主義を戒め、9条を梃子に世界に向けて積極的平和主義の実行を要請していると見るべきである。

## 7. 憲法20条 なぜ靖国神社参拝が問題なのか

靖国参拝問題を以下の3つの視点で考える。

- ・ 憲法20条の解釈の問題 政治と宗教
  - ・ 歴史認識の問題—中国と韓国の反発→外交上の問題
  - ・ 信仰の問題 慰霊の問題
- ①靖国神社のイデオロギーと戦後史（なぜ政教分離が規定されたのか）

明治政府は神道の国教化をすすめ、明治中期には教派神道、仏教、キリスト教の3教が事実上の公認宗教として国家神道に従属する国家神道体制が成立した。国家神道は肇国の精神そのものとされ、記紀神話にもとづいて万世一系の天皇が統治する万邦無比の国体を讃える教義が、神社参拝や教育（勅語）を通じて全国民に植え付けられた\*72。1930年代にはいると、国家神道の精神を全世界に広めて、欧米を打倒するのが日本国と日本人の使命という軍国主義的性格を強め、中国侵略・アジア侵略を「聖戦」と位置づけて正当化する根拠とされた（八紘一字）。敗戦後、GHQは国家神道の解体を目指し、1945年12月、神道への国の保護や学校での神道教育の中止を命じる神道指令を出した。46年1月1日、天皇は人間宣言の詔書を発して自己の神性を否定し、国体の教義を天皇の名において葬り去った。46年11月に公布された日本国憲法は20条で「信教の自由」と「政教分離」を定め、宗教団体が国から特権を受けることを禁止した。

靖国神社も、国の保護から切り離され、一宗教法人として存続することを余儀なくされた。このとき、後に首相となる石橋湛山は「靖国神社廃止の議」を書いている\*73。その後、ふたたび靖国神社を国営に戻そうとする靖国神社国家護持法案が1969年に国会に提出されたが、キリスト教界や仏教界をはじめとする国民の広範な反対によって廃案となった。その後、遺族会は天皇や首相、閣僚らによる公式参拝実施に運動を転換した。そして、1975年の三木首相による「私的参拝原則発言」\*74以降、福田、鈴木、中曽根と継承された。1978年には上述の通り、日中戦争・アジア太平洋戦争を「聖戦」とする立場から、A級戦犯をひそかに合祀した。このとき、昭和天皇はA級戦犯合祀に強い不快感を示し、「だから私はあれ以来参拝していない。それが私の心だ」と、当時の宮内庁長官、富田朝彦に語っていたことが、富田メモで確認されている\*75。

1980年、鈴木善幸内閣は、靖国公式参拝は「違憲の疑いを否定できない」との統一見解を出した。しかし、1985年中曽根首相は、憲法の専門家からなる私的諮問機関靖国問題談話会の答申\*76を得て、先の政府統一見解を変更し、初めて公式参拝に踏み切った。国内からは憲法違反（政教分離に違反）、中国・韓国からは「A級戦犯を合祀した靖国神社の参拝は、戦争賛美、東京裁判違反」として強い抗議を受けた。以後、中曽根首相は公

式参拝はせず、歴代首相に継承された。ところが、自民党の支持団体である日本遺族会に公式参拝するという公約で総理になった小泉首相は、2001年8月13日に公式参拝した（以後、02年4月21日、03年1月14日、04年1月1日、05年10月17日、06年8月15日と毎年参拝して遺族会との公約を実現した）。このとき、小泉は談話で「内外の人々がわだかまりなく追悼の誠を捧げるにはどうすればよいか、議論する必要がある」と発言。これを受けて当時の福田官房長官のもとに設置された「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」が1年にわたって議論し、「無宗教の国立の戦没者追悼施設が必要」とする提言をまとめたが、事態は変わっていないのが現状である。小泉の後を継いだ第一次安倍内閣は対アジアに配慮して参拝しなかったが、復活した第二次安倍内閣は2013年12月26日に参拝した。中国韓国は反発し、EUは懸念を表明し、アメリカは「失望」した<sup>\*77</sup>。

一方、まったく非宗教的な国民的戦没者追悼式として、1963年以来、政府主催の全国戦没者追悼式が毎年8月15日に日本武道館で、天皇・皇后両陛下とともに三権の長が列席して行われている。

## ②司法判断

首相の靖国参拝を巡っては、これまで様々な司法判断が示されてきたが、合憲の判決はひとつもない。1991年1月の仙台高裁判決は「公式参拝における国と宗教法人靖国神社とのかかわり合いは、憲法の政教分離原則に照らし、相当とされる限度を超える」と指摘。天皇や首相の公式参拝は「憲法が禁止する宗教的活動に該当する違憲な行為」と結論づけた。

小泉首相の参拝については、8件の違憲訴訟が起こされているが、多くが違憲・合憲の判断をしなかった中、福岡地裁は2004年4月、2001年の参拝について「直後の終戦記念日に前年の2倍以上の参拝があるなど、靖国神社を援助する効果をもたらした」と指摘<sup>\*78</sup>。戦没者の追悼が主な目的でも、宗教とのかかわりは否定できず、憲法が禁じる宗教的活動に当たると認定した。さらに、靖国神社の性格について、戦争による民間人の死者が葬られていないことを挙げ、「首相が追悼を行う場所としては必ずしも適切ではない」と言及した<sup>\*79</sup>。

続いて、2005年の大阪高裁判決によれば、小泉首相は2001年8月13日、02年4月21日、03年1月14日に秘書官を伴って公用車で靖国神社を訪れ、私費で供花料を支払い、「内閣総理大臣小泉純一郎」と記帳して参拝した。1審大阪地裁判決は、私的参拝と判断したが、高裁は、①総理大臣就任前の公約の実行、②参拝が私的なものと明言せず、公的な参拝であることを否定していない、③首相発言や談話に表れた参拝の動機は政治的と指摘。「参拝は内閣総理大臣の職務行為」と公務性を認めた。「国と靖国神社とのかかわり合いが、我が国の社会的・

文化的諸条件に照らして相当とされる限度を超える」と踏み込み、「津地鎮祭訴訟」の最高裁大法廷判決（1977年）が示した「目的・効果基準」に照らし、「憲法20条3項が禁止する宗教的活動にあたる」と明確に違憲とした<sup>\*80</sup>。なお、2006年6月の靖国参拝を巡る初の最高裁判決は、憲法判断や参拝が私的か公的かの判断を示さなかった。

2013年12月26日の安倍首相の靖国神社参拝に対しては、韓国・中国・台湾・ドイツ・カナダ・オーストラリアなど国内外の市民等合わせて約1500人が2014年春から大阪・東京両地裁に相次いで違憲訴訟を起こした。靖国訴訟は安倍の訴訟をのぞくと11件の訴訟のうち、首相の参拝を合憲とする判決は最高裁を含めて一件もない。違憲は3件、実質的違憲は2件で確定。なお、20条に対する自民党改正案は、追加条項で「ただし、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えないものについてはこの限りではない」を設け、靖国参拝訴訟での違憲判決を避けることができるよう工夫されている。

## ③信仰の問題から靖国問題を考える

宗教は世俗の形式に過ぎないが、信仰は個人の内面に根ざす厳粛な精神上の問題であり、容易に国家や他人の容喙すべきものではない。今まで靖国議論の主題は一貫して政治的だった。河原宏は靖国問題を信仰の立場から考えたとき、靖国がかつての戦死者への追悼の視野を敵味方を問わぬ方向に踏み出すべだと言う。国家神道の残光からの脱皮、より普遍的な信仰はそこから始まると。一例として元寇後、蒙古軍戦死者慰霊の碑を建てた鎌倉建長寺の開祖蘭溪道隆を挙げている<sup>\*81</sup>。

中曽根首相公式参拝の際の靖国懇メンバーであった梅原猛も同じ事を言っている。靖国神社は明治以来の国家神道であって、日本古来の神道ではない。国家が自国のために死んだ人間のみまつるという発想は伝統的な古い神道ではなく、むしろそれは伝統的の精神に反する発想だという<sup>\*82</sup>。元来、神道とは、葬った相手方をまず祀るものであるという<sup>\*83</sup>。菅原道真を祀る北野天満宮然りである。こうした神道の伝統を踏まえるならば、アジア太平洋戦争で犠牲となった2000万人のアジアの人々をまず悼むことから始めるべきであり、それが本来の神道の精神にかなう。

## ④靖国神社の歴史認識は妥当か？

靖国神社境内にある軍事博物館の遊就館には、「先の大東亜戦争はアジアを解放した聖戦であり、聖戦に貢献した英霊を祀る神社である」との歴史観が示されているが、果たしてこれは妥当なものか？ アジア太平洋戦争が、日本の軍部による無謀な戦争拡大によってアジア諸国に2000万人以上の犠牲者を出した事実は否定出来ない。そして、東京裁判によってA級戦犯28人のうち、25人が有罪判決を受けた事実は、1951年のサンフランシスコ



平和条約調印の際、日本政府として承認し、国際的に認知されている。したがって、これらは今や「戦争責任者の象徴」となっており、変更作業は困難である。読売新聞主筆渡邊恒雄は自らの軍隊体験をふまえ、安倍首相の靖国参拝を諷める文章で次のように述べている。戦時中の「特攻」や「玉砕」は残虐な作戦を美化するために発明されたが、その由来は東条英機の「戦陣訓」にある。「戦陣訓」は極めて非人道的なもので、その犠牲者の霊のためにも許されない。東条ら戦争を指導した者、また、「開戦直後の勝利を信じて戦地に赴いた兵士たちと、敗戦確実と思いつながら徴兵された兵士たちの思いは全く違う。そういうものを全て同一視して聖戦で戦没した英霊という言葉で戦後世代が勝手に使うことは、正当だとは思えない」<sup>\*84</sup>。赤紙一枚で召集された側とそれを命じて無謀な戦争へと導いた指導者が何の区別もなしに祀られることの不合理である。

#### ⑤なぜ、中国や韓国は反発するのか？

自国の戦争犠牲者に一国の総理が哀悼の誠を捧げるのは当然であって、他国からとやかく言われるものではないとの意見もある。1985年8月15日中曽根の靖国参拝の時、シンガポールの中国紙は「日本人は、日本の“軍神”や戦争被災者のことだけを考えているのではないか。…日本軍の侵略で犠牲となったアジア大陸、東南アジア、太平洋地域の人々のことを決して忘れないでほしい」<sup>\*85</sup>と報じた。

中国や韓国の特にA級戦犯合祀以降の批判には理由がある。とりわけ中国は、日本に対する戦争賠償請求権を放棄したその理由を、あの戦争は一部の軍国主義者が起こしたものであって、中国人はもとより、日本の民衆もまた犠牲者であるとした。この論理で中国指導部は賠償請求を要求する中国民衆を説得した。しかし、A級戦犯を合祀した靖国神社への首相の参拝は、こうした論理を破綻させてしまうことになる。また、侵略戦争の責任を認めたサンフランシスコ平和条約をも反古にしてしまうことになる。これが中国の反発の理由である。2005年の国会で、小泉首相はA級戦犯の合祀問題について、「『罪を憎んで人を憎まず』は中国の孔子の言葉だ」と述べた。しかし、この言葉は加害者である日本人が言うべき言葉ではなく、本来は被害者である中国側から発せられるべき言葉であろう<sup>\*86</sup>。ことほど左様に中国に対する無知が中国蔑視の靖国参拝へと駆り立てるのである。また、韓国には、当時の韓国大統領金大中が、多大な政治的リスクを払って日本文化の開放を決め、サッカーのワールドカップを控え、本来であればもっとも友好関係が盛り上がるべき時に、靖国参拝と歴史教科書問題で相手の顔に泥を塗ってしまったのである。ブッシュ政権にはひたすらすりよるが、しかし、隣国への無神経な強引さによって、日中・日韓の外交関係は10年前に逆戻りし

た。

#### ⑥憲法19条と靖国参拝

小泉首相は、自分の信条から発する参拝に対して他の国が干渉すべきではない。「心の問題」であって、精神の自由で国内の知識人、言論人が批判することも理解出来ないという。このように憲法19条を根拠に参拝を正当化している。しかし、これは妥当か？19条は国家、権力による個人の内心の自由への干渉の拒否であって、権力者たる総理大臣の信条の自由ではない。国家権力を握り影響力を振るう者による、特定の宗教法人への繰り返しの参拝が、果たして国民個人の内心の自由、精神活動の価値に対する尊重と調和することができるかどうかという問題である<sup>\*87</sup>。

#### 注

- \*1 田原総一郎 <https://twitter.com/namatahara/status/103109184261865472>、2017年3月1日閲覧。
- \*2 戦後50年、戦後60年等々といった言い方は、日本独自であり、アメリカや他国にはない。その含意は、護憲派によれば、アジア太平洋戦争以来、日本は戦争をしていない、平和を堅持した戦後憲法体制を維持するものであり、改憲派によれば、憲法を改正して自衛隊を海外に出し普通の国となって戦後を終わらせることにある。
- \*3 安倍晋三『新しい国へ』文藝春秋、2013年、44頁。
- \*4 安倍は父方の祖父、安倍寛についてはまったく触れないが、安倍寛は、翼賛選挙に非推薦で立候補当選した反東条の立場の政治家であった。青木理『安倍三代』朝日新聞出版、2017年参照のこと。
- \*5 大下英治『安倍晋三と岸信介』角川新書、2013年、93頁。
- \*6 『朝日新聞』2006年9月8日。
- \*7 自民党機関誌『自由新報』2005年1月4・10日号。
- \*8 前掲『新しい国へ』254頁。
- \*9 「こちら特捜部 翁長沖縄県知事全発言を読み解く」『北陸中日新聞』2015年4月11日。
- \*10 田中角栄の憲法観については、例えば佐高信・早野透『丸山真男と田中角栄』集英社新書、2015年参照。
- \*11 宮澤喜一の憲法観については、自著『新・護憲宣言』朝日新聞社、1995年に詳しい。「いまの憲法を変える必要はないと考えている人間です。それは普通に言われていることのほかに、この憲法は書かれてから今日までの四十何年間に、裁判所ことに最高裁がさまざまな判例を積み上げることによって、われわれの体に合うように運用してきたという大きな功績があり、そのことと併せて、これでやっていけると考えています。」「大切なことは、かりに国民の九〇パーセントぐらいが、どうもこの部分はよくないから改めよう、という

- のならそれもよからう。しかし、いやしくも改正すべきかどうかについて、世論が、六・四とか七・三とか、そういう分かれ方をしそうな場合は、改正すべきではあるまい。国の法律のいちばん基本になる憲法の改正を、数の力で争う場合に生じる国内の分裂を考えただけでも、それだけの労に値しないことは明らかだと思し（安保騒動の場合を考えればわかる）、かりに押し切って改正が成立しても、そのような経過をたどった改正は、その後の国民生活に到底定着しないであろうと思われるからである」（佐高信『この人たちの日本国憲法』光文社、2013年、11、17～18頁）。
- \*12 安倍の復活は、筆者には、戦犯として巣鴨にいた祖父岸信介が釈放されて総理になったという歴史の反復を想起させる。そして、一旦死んだ者が復活すると、それは強力な力を発揮することも歴史の示すところである。
- \*13 ドイツのハンデルスブラット紙の東京特派員は、電子版で「日本の新たな安全保障政策に対する焼身自殺」との見出しと、「日本の首相は第二次大戦後に定着した平和憲法という日本の安全保障政策の基軸を揺さぶっている：これが東京で悲劇的抗議を呼び起こした」との小見出しで詳しく報道している <http://no-nukes.blog.jp/archives/7755382.html>、2017年4月10日、閲覧。
- \*14 小林節「96条改正は「裏口入学」。憲法の破壊だ」『朝日新聞』2013年5月4日。
- \*15 2013年2月8日の予算委員会。
- \*16 以上のやりとりは、youtube (<https://www.youtube.com/watch?v=JQpU4NvDMDw>) の国会中継で見ることができる。
- \*17 芦部信喜は、憲法学の第一人者宮沢俊義の弟子で、1963年東大教授となり84年まで教えた。のちに学習院大学に移り、86年から92年まで日本公法学会理事長を務めた。自民党片山さつき参議院議員は、ツイッターで憲法論議の際、「私は芦部教授の直弟子ですよ」として自慢してみせたという。
- \*18 [http://graycat22.seesaa.net/pages/user/m/article?article\\_id=353326420](http://graycat22.seesaa.net/pages/user/m/article?article_id=353326420)など。2017年3月1日閲覧。
- \*19 2008年11月28日、麻生首相と民主党小沢一郎代表の党首討論で、小沢から麻生首相に「総理の常識力・教養を試す」として漢字テストが行われた。出題された10の漢字のうち、首相が読めたのは揶揄の1字のみ（ちなみに出題されたのは訃報・陶治・喪失・萌芽・形而下・所謂・暖簾・完遂・巧拙）。
- \*20 適菜収『安倍でもわかる政治入門』KKベストセラーズ、2016年、104頁。
- \*21 同上、105頁。
- \*22 湯川、後藤両氏がイスラム国に捕らえられ、しかも後藤氏が身代金を要求されていると知りながら、安倍

- 首相がイスラム国が嫌がっている中東の国々を訪ね、イスラエルの首相と会談したのは、あまりにも配慮が足りなかったのではないか。官邸のメディアチェックが利いているのか、安倍の中東歴訪とイスラム国の恫喝を結び付けて批判する新聞報道はなかったが、週刊朝日が「安倍外交 慢心と誤算」、サンデー毎日が「イスラム国の卑劣を侮った『安倍外交の誤算』」という特集を組んでいたのは評価したい（神保太郎「メディア時評」『世界』2015年4月号、81頁）。
- \*23 2014年2月3日衆議院予算委員会での答弁。
- \*24 立憲主義については、自民党改正草案の事務局長で、党憲法改正推進本部事務局長（首相補佐官）磯崎陽輔が、それを聞いたことがないと言って話題となった。東大法学部出身者の弁である。
- \*25 1960年5月19日、岸信介首相は警官隊を導入して衆議院で新安保条約批准の採決を強行した。このとき、丸山真男は、「19日から20日にかけての夜の事態を認めるならば、それは権力が欲すれば何事も強行できること、つまり万能であることになります。権力が万能であることを認めるなら、同時に民主主義を認めることは出来ません」同著「選択のとき」（1960年）『丸山真男集』第8巻、岩波書店、1996年、350頁。
- \*26 2017、1 安倍首相の施政方針演説で「ただ批判に明け暮れたり、言論の府である国会の中でプラカードを掲げても、何も生まれません」→野党の抗議、発言を訂正するよう迫られた安倍は「訂正でんでんというご指摘は当たらない」。訂正云々を読み違えたらしい（『朝日新聞』2017、1、26の「天声人語」）。
- また、安倍首相の発言は、まさにポストツルースの連続で、「集団的自衛権の行使をしても、日本が米国の戦争に巻き込まれることは「絶対にありえない」、自衛隊の活動範囲を拡大しても、隊員のリスクは高まらない。自分への批判は「レッテル貼り」だが、自らが行う批判は「言論の自由」。国会に法案を提出していないのに米議会で「成立させる」と約束し、同時に民主主義のすばらしさを熱く語る」『朝日新聞』2015年5月24日。
- \*27 「みっともない憲法ですよ」は、2012年12月14日、Google「政治家と話そう」というイベントで一般市民の質問に返答。『信濃毎日新聞』2015年5月3日。
- \*28 小室直樹『憲法とは国家権力への国民からの命令である』ビジネス社、2013年、19～20頁。
- \*29 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』有斐閣、2005年、ii頁。
- \*30 右崎正博他『事例で学ぶ憲法』法学書院、2009年、4頁。
- \*31 前掲『立憲主義と日本国憲法』11頁。
- \*32 樋口陽一『「日本国憲法」をまっとうに議論するた



- めに』改訂新版、みすず書房、2015年、27頁。
- \*33 伊藤真『伊藤真の憲法入門』第5版、日本評論社、2015年、49頁。
- \*34 「憲法を考える 自民改憲草案」『朝日新聞』2016年4月26日。
- \*35 内田樹は次のように批判している。公共の福祉とは何か キケロ「民の安寧は最高の法たるべし」ラテン語の salus は「健康、幸運、無事、安全、生存、救助、救済」など深く幅の広い含意を有している。改憲案はこれを「公益及び公の秩序」に縮減した。統治者がそのつど自己の都合にあわせて定義を変更できるものに譲り渡した。先進国の民主主義国で基本的人権の制約の強化に同意することは歴史的前例がない（同著『街場の憂国論』晶文社、2013年、42-43頁）。
- \*36 当時の自民党丸山和也の発言『朝日新聞』2014年10月26日。
- \*37 福島中二「満開の桜と城山さんの気骨」『朝日新聞』2017年3月26日。
- \*38 例えば、衆議院本会議、2007年1月29日。中川昭一議員への答弁。
- \*39 2012年2月22日、自民党東京都連の春の集いに来賓として出席した石原慎太郎東京都知事の発言。
- \*40 半沢英一「国際民主主義の中の日本国憲法」市民の政策研究会『くるま座通信』第7期-2号、2015年11月5日、1～7頁。
- \*41 辻村みよ子『比較のなかの改憲論 一日本国憲法の位置』岩波新書、2014年、99頁。
- \*42 品川正治『激突の時代』新日本文化社、2014年、18頁。「戦争を放棄する、軍隊は持たない、国の交戦権は認めない、よくぞここまで書いてくれたと、言葉に表わすことのできないくらいの感動でした。」（同書、186頁）。
- \*43 森村誠一編『迷子の日本国憲法』徳間書店、2014年、14頁。
- \*44 佐高信『この人たちの日本国憲法』光文社、2013年、40頁。
- \*45 加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』朝日出版社、2009年、35、43頁。加藤陽子は、リンカーンのゲチスバーグの演説と日本国憲法の前文の共通点を「巨大な数の人が死んだ後には、国家には新たな社会契約、すなわち広い意味での憲法が必要となるという真理」（同書、35頁）だと言う。
- \*46 同上、40～41頁。長谷部恭男『憲法とは何か』岩波新書、39頁、2006年。
- \*47 なかにし礼「安倍首相は岸信介教の熱狂的信徒」（上）（『日刊ゲンダイ』2014年5月3日）。
- \*48 半沢英一『徹底批判！！「私たちの道徳」こんな道徳教育では国際社会から孤立するだけ』合同出版、2017年、13頁。
- \*49 丸谷才一『文章読本』中央公論社、1977年、59～60頁、いといろと欠点はあるが、にもかかわらず現行憲法の文章は、明治憲法と比べてずっと上等であると丸谷は言う（64頁）。
- \*50 同上、61頁。
- \*51 同上、65頁。
- \*52 前掲『比較のなかの改憲論 一日本国憲法の位置』98頁。
- \*53 加藤は、戦後日本のねじれを解消するためには、「押しつけられた平和憲法」をわれわれのものとして改めて国民投票によって「選び直す」ことが必要だと言う 加藤典洋『敗戦後論』講談社、1997年、22～23頁。同『日の沈む国から』岩波書店、2016年、158～159頁。
- \*54 君島東彦「多面体としての憲法九条 一脱神話化と再構築」『歴史地理教育』No744、2009年5月号、10～15頁。以下の論考は君島論文に多くを拠っている。
- \*55 高橋和之補訂、芦部信喜『憲法』第五版、岩波書店、2011年、57～58頁。
- \*56 西修『いちばんよくわかる。憲法第9条』海竜社、2015年、38頁。
- \*57 前掲「多面体としての憲法九条 一脱神話化と再構築」11頁。
- \*58 同上、13頁。
- \*59 豊下楯彦『昭和天皇と戦後日本』岩波書店、2015年、102～103頁。
- \*60 前掲「多面体としての憲法九条 一脱神話化と再構築」14頁。
- \*61 星野安三郎「歴史の分水嶺としての憲法第九条」『世界の中の憲法第九条』高文研、2000年、4頁。
- \*62 吉岡達也「9条を輸出せよ！一日米安保から憲法9条による安保へ」<http://9joiryokagoshima.web.fc2.com/2010yoshiokakouenkai.htm>、2017年4月23日閲覧。
- \*63 前掲「多面体としての憲法九条 一脱神話化と再構築」15頁。
- \*64 「憲法9条世界が注目」『朝日新聞』2014年10月11日。翌2015年には、ノーベル委員会事務局長の「受賞するには個人や団体を特定する必要がある」との指摘から、「日本で憲法9条のために取り組む団体」を対象を変更した。推薦人の内田樹は、「9条が受賞候補になっていることは、70年戦争をしていないことに対する国際社会の評価の高さを示している」と指摘している（『朝日新聞』。2015年10月15日）。
- \*65 柄谷行人「「1945年」と「2005年」」『世界』2005年1月号、88頁。
- \*66 賀川豊彦は、世界連邦運動の機関紙『世界国家』1949年11月号に、新憲法によって永遠に武装を放棄し

- た日本の生きる道は、世界連邦の創設以外にないと主張。世界連邦運動の思想的基盤に9条があることを明言した（拙著『賀川豊彦研究序説』緑蔭書房、2010年、243頁）。
- \*67 柄谷行人『憲法の無意識』岩波書店、2016年、20、28、198頁。
- \*68 杉田敦「憲法9条の削除・改訂は必要か」『憲法と民主主義を学びなおす』岩波書店、2016年、125頁。
- \*69 岡野八代「平和は一人一人の尊厳の尊重から始まる」2016年6月10日講演、立憲デモクラシーの会ホームページ（<http://constitutionaldemocracyjapan.tumblr.com/>）2017年4月19日閲覧。
- \*70 『毎日新聞』2013年6月6日夕刊。
- \*71 伊勢崎賢治「憲法9条は日本人にはもったいない」『朝日新聞』2009年5月2日。
- \*72 『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、1978年、228頁。
- \*73 石橋湛山「靖国神社廃止の議」『石橋湛山全集』第13巻、東洋経済新報社、1970年、54～56頁。
- \*74 当時の三木首相は「公用車を使用しない、玉串料を公費から支出しない、内閣総理大臣の肩書きをつけない、公職者が同行しない」という4つの条件を挙げて「私的」な参拝であると強調した。
- \*75 『日本経済新聞』2006年7月20日。
- \*76 1984年8月、15人を集めて発足。首相ら閣僚の靖国神社公式参拝は政教分離の原則に反しないとの報告書をまとめたが、実際の議論では、憲法学者の芦部信喜が違憲論、他の憲法学者2人も積極的に合憲だと主張したわけではない。宗教学者3人は全員反対、梅原猛も反対、メンバーの約3分の一くらいは何らかの形で公式参拝に批判的であったという（梅原猛「小泉総理に告ぐ だから靖国参拝はしてはいけない」『論座』朝日新聞社、2001年9月号、17頁）。
- \*77 2014年1月21日、キャロライン・ケネディ駐日大使は「米国は地域の緊張が高まることを懸念しており、首相の決断には失望しました」と改めて「失望」という言葉を使った（『朝日新聞』2014年1月22日）。アメリカは安倍の参拝前の10月、ヘーゲル国防長官、ケリー国務長官がそろって千鳥ヶ淵戦没者墓苑を訪れているが、これは靖国神社に行くべきでないとの米側のメッセージであった（『文藝春秋』2014年3月号、96頁）。
- \*78 小泉首相の参拝が明らかになった2006年8月15日の靖国神社の参拝数は約25万8千人で、前年同日より約5万3千人増加し、統計の残る2000年以降の一日の参拝者数としては最多となった（保坂康正『「靖国」という悩み』毎日新聞社、2007年、93頁）。
- \*79 『朝日新聞』2005年6月3日。
- \*80 「首相靖国参拝は違憲」『読売新聞』（夕刊）2005年9月30日。
- \*81 河原宏「靖国問題を考える 敵味方問わぬ追悼 視野に」『読売新聞』2002年8月5日。
- \*82 前掲「小泉総理に告ぐ だから靖国参拝はしてはいけない」19頁。梅原は、日本の神道は、怨霊神をまつことによって怨念を捨て、かえって守り神になると考えられている。それによって、勝者と敗者の間に和解の可能性が生まれるという（同書、20頁）。
- \*83 奈良時代中期より登場したとされる御霊信仰とは「政治的闘争の中で敗れて処刑された者たちの霊が、疫病などの祟りをなすと信じ、その霊を慰めようとする信仰のことで、怨霊信仰の一種である。実は、この怨霊信仰こそが、人を神と祀る信仰の始まりとな」った（伊藤聡ほか編『神道』保坂康正『「靖国」という悩み』毎日新聞社、2007年、28頁より重引）
- \*84 渡邊恒雄「安倍首相に伝えたい『わが体験的靖国論』」『文藝春秋』2014年9月号、262頁。戦時中陸軍の二等兵であった渡邊は戦争体験者の最後の世代であった。友人先輩など多くの若者が前線に行ったが、彼らが「靖国で会おう」という合言葉で喜んで戦線に赴いたという事実を目撃したことは一度もないと言う。当時の「出征」がいかにか強制的でかつ悲劇的なものであったかということは、戦後世代の人たちは知らないだろうと語っている（同上、261～262頁）。
- \*85 『朝日新聞』1985年8月16日。
- \*86 一海知義「靖国問題 『罪を憎んで』発言は不可解」『朝日新聞』2005年6月3日。
- \*87 坂田完治「『小泉靖国』にみる歴史認識の空白」『中央公論』2006年3月号、276～277頁。